

令和5年6月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和5年7月3日】

1 文京シビックセンター区民フロアトイレその他改修機械設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター区民フロアトイレその他改修機械設備改修工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金2億3,210万円
- (4) 契約の相手方 酒井・松嶋建設共同企業体
 - 構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目11番12号
酒井工業株式会社
代表取締役 酒井孝
 - 構成員 東京都文京区本郷四丁目35番14号
松嶋建設工業株式会社
代表取締役 安田洋之

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和6年11月29日まで
- ② 支出科目等 令和5年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和6年度 債務負担行為

2 訴えの提起について

- (1) 提案理由
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。
- (2) 相手方
賃貸借契約の終了後も旧区立住宅を占有している者
- (3) 概要
文京区は、文京区立住宅条例を廃止する条例（令和4年12月文京区条例第38号）の施行により廃止した文京区立根津一丁目住宅（以下「本件住宅」という。）に居住する相手方に対し、当該廃止に先立ち、賃貸借契約の解約を申し入れてきたが、相手方から本件住宅の明渡しがされないまま、令和5年3月1日をもって当該賃貸借契約が終了した。
このため、文京区は、相手方に対し、令和5年6月16日を期限として本件住宅の明渡しを請求したが、相手方は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。
- (4) 請求の趣旨
 - ア 相手方に対し、本件住宅の明渡しを求める。
 - イ 相手方に対し、使用料及び共益費相当額損害金を支払うことを求める。
 - ウ 訴訟費用は、相手方の負担とする。
 - エ 仮執行の宣言を求める。
- (5) 訴訟遂行の方針
訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

3 訴えの提起について

(1) 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。

(2) 相手方

賃貸借契約の終了後も旧区立住宅を占有している者

(3) 概要

文京区は、文京区立住宅条例を廃止する条例（令和4年12月文京区条例第38号）の施行により廃止した文京区立根津一丁目住宅（以下「本件住宅」という。）に居住する相手方に対し、当該廃止に先立ち、賃貸借契約の解約を申し入れてきたが、相手方から本件住宅の明渡しがされないまま、令和5年3月1日をもって当該賃貸借契約が終了した。

このため、文京区は、相手方に対し、令和5年6月16日を期限として本件住宅の明渡しを請求したが、相手方は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。

(4) 請求の趣旨

ア 相手方に対し、本件住宅の明渡しを求める。

イ 相手方に対し、使用料及び共益費相当額損害金を支払うことを求める。

ウ 訴訟費用は、相手方の負担とする。

エ 仮執行の宣言を求める。

(5) 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。